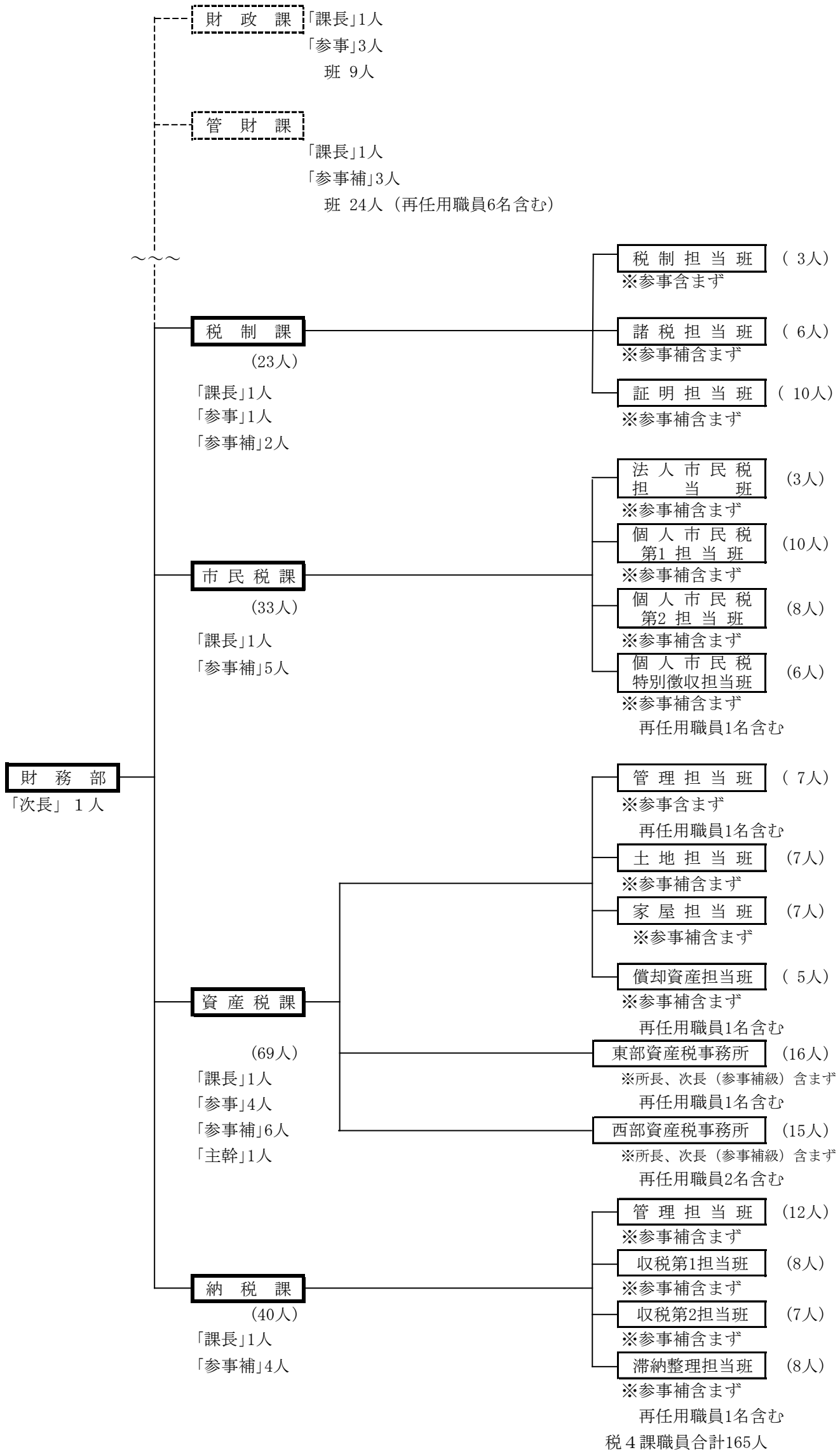


第 2 章 稅 務 機 構

1 税務機構図

令和5年4月1日現在



3 事務分掌

(令和5年4月1日現在)

部	課	係	事務分掌
財 務 部	税 制 課	税制担当班	(1) 税務関係事務の連絡調整に関する事 (2) 庶務に関する事 (3) 税に係る制度の調査研究に関する事 (4) 税務統計及び広報に関する事 (5) 固定資産評価審査委員会に関する事 (6) 税の条例・規則に関する事 (7) 大分市未収金徴収対策に関する事
		諸税担当班	(1) 軽自動車税(種別割)、市たばこ税、入湯税及び事業所税の調定、賦課並びに脱税検査及び犯則取締りに関する事 (2) 原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識交付に関する事
		証明担当班	(1) 市税に係る証明に関する事 (2) 固定資産課税台帳及び字図の閲覧に関する事
	市 民 税 課	法人市民税担当班	(1) 庶務に関する事 (2) 法人市民税の調定、賦課、脱税検査及び犯則取締りに関する事
		個人市民税第1担当班 個人市民税第2担当班	個人市民税の普通徴収にかかる調定、賦課、脱税検査及び犯則取締りに関する事
		個人市民税特別徴収担当班	個人市民税の特別徴収にかかる調定、賦課、脱税検査及び犯則取締りに関する事
	資 産 税 課	管理担当班	(1) 固定資産税及び都市計画税の調定並びに賦課の総括に関する事 (2) 庶務に関する事 (3) 特別土地保有税の調定、賦課、脱税検査及び犯則取締りに関する事 (4) 国有資産等所在市町村交付金に関する事

部	課	係	事 務 分 掌
財 産 税 部 務	資 産	土 地 担 当 班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 土地の調査及び評価に関すること。 (2) 土地に係る固定資産税及び都市計画税の調定並びに賦課に関すること。 (3) 土地に係る固定資産税及び都市計画税の脱税検査並びに犯則取締りに関すること。 (4) 土地の評価調書及び概要調書の作成に関すること。 (5) 土地の価格等縦覧帳簿に関すること。
		家 屋 担 当 班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 家屋の調査及び評価に関すること。 (2) 家屋に係る固定資産税及び都市計画税の調定並びに賦課に関すること。 (3) 家屋に係る固定資産税及び都市計画税の脱税検査並びに犯則取締りに関すること。 (4) 家屋の評価調書及び概要調書の作成に関すること。 (5) 家屋の価格等縦覧帳簿に関すること。
	税 課	償 却 資 産 担 当 班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 償却資産の調査及び評価に関すること。 (2) 償却資産に係る固定資産税の調定及び賦課に関すること。 (3) 償却資産に係る固定資産税の脱税検査及び犯則取締りに関すること。 (4) 償却資産の評価調書及び概要調書の作成に関すること。
		東 部 資 産 税 事 務 所	<ul style="list-style-type: none"> (1) 土地及び家屋の調査並びに評価に関すること。 (2) 土地及び家屋の固定資産税並びに都市計画税の賦課に関すること。 (3) 土地及び家屋の固定資産税課税台帳並びに字図の閲覧に関すること。 (4) 事務所が設置された支所管内の原動機付自転車、小型特殊自動車及び農耕作業用自動車の標識交付に関すること。
		西 部 資 産 税 事 務 所	<ul style="list-style-type: none"> (5) 市税に係る各種証明に関すること。 (6) 市税に係る連絡調整に関すること。 (7) 市税の収納に関すること。 (8) 土地及び家屋の価格等縦覧帳簿に関すること。

部	課	係	事 務 分 掌
財 務 部	納 税	管理担当班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 市税の収納管理に関する事。 (2) 市税の収納統計調査に関する事。 (3) 市税の督促に関する事。 (4) 庶務に関する事。 (5) 納税貯蓄組合に関する事。 (6) 納税の啓発宣伝に関する事。 (7) 市税の口座振替に関する事。
		収税第1担当班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 市税の徴収に関する事。 (2) 市税の滞納処分に関する事。 (3) 市税の執行停止及び不納欠損に関する事。
	収税第2担当班	<ul style="list-style-type: none"> (4) 市税の徴収嘱託及び受託に関する事。 (5) 納税の猶予に関する事。 (6) 納税相談に関する事。 	
	滞納整理担当班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 市税の徴収に関する事。 (2) 差押、公売、交付要求等滞納処分に関する事。 (3) 債権回収に関する事。 (4) 市税の執行停止及び不納欠損に関する事。 (5) 納税の猶予に関する事。 (6) 納税相談に関する事。 (7) 市税の督促に関する事。 	

4 職員の年齢調

(令和5年4月1日現在)

課 名	区 分					計	平均年齢
	～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50歳～		
税 制 課	0	6	6	8	3	23	37.4
市 民 税 課	0	11	11	7	4	33	36.2
資 産 税 課 (資産税事務所を含む)	1	19	22	10	17	69	38.7
納 税 課	1	13	14	8	4	40	35.2
計	2	49	53	33	28	165	36.9

5 職員の平均勤続年数及び税務経験年数調

(令和5年4月1日現在)

課 名	区 分	
	勤 続 年 数	税 務 経 験 年 数
税 制 課	14年 4月	4年 5月
市 民 税 課	13年 7月	5年 0月
資 産 税 課 (資産税事務所を含む)	13年 1月	4年 6月
納 税 課	11年 11月	4年 3月
平 均	13年 3月	4年 7月

6 税務職員に関する比較

区 分	年 度					
	R1	R2	R3	R4	R5	
市長部局職員数	2,212人	2,290人	2,319人	2,342人	2,363人	
税 務 職 員 数	税 制 課	23	23	23	23	23
	市 民 税 課	36	35	35	34	33
	資 産 税 課	74	75	74	73	69
	納 税 課	42	42	42	41	40
	計	175	175	174	171	165
割 合	7.9%	7.6%	7.5%	7.3%	7.0%	
税務職員1人当り人口	2,731人	2,728人	2,744人	2,786人	2,880人	

[注] 各年度4月1日現在